

## 社会福祉法人大洲育成園臨時職員等就業規則

### (目的)

- 第1条 この規則は、社会福祉法人大洲育成園嘱託職員及び臨時職員(以下「臨時職員等」という。)の就業に関し、特に必要な事項を定めるものとする。
- 2 第1項の示す臨時職員等についての職務内容等は、法人職員給与規則中別表2に定めるところによる。
- 3 この規則に定めのない事項については、社会福祉法人大洲育成園職員就業規則並びに労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令及び規則の定めるところによる。

### (採用及び任免)

- 第2条 臨時職員等の採用及び任免は、理事長又は施設長が労働条件通知書をもって行う。ただし、常勤職員については、辞令を交付して行うことがある。
- 2 この任免等については、当法人及び臨時職員等の双方が希望した場合に更新することができる。なお、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定により契約期間（平成25年4月1日以降に開始するもの）が通算5年を超える場合には、その雇用契約期間末日までに職員から別に定める様式により申込みをすることにより、当該雇用契約期間の末日の翌日から期間を定めない雇用契約に転換する。
- 3 臨時職員等の雇用契約期間の上限は、65歳に達した当該年度の末日とする。ただし、65歳に達した当該年度の末日以降について引き続き雇用する場合は、社会福祉法人大洲育成園職員定年再雇用規程を準用する。
- 4 第2項後段により、65歳に達した当該年度の末日までに期間の定めのない雇用契約に転換した臨時職員等の定年は、65歳に達した当該年度の末日とする。なお、その定年を迎えた臨時職員等を再雇用する場合については、社会福祉法人大洲育成園職員定年再雇用規程を準用する。また、65歳に達した当該年度の末日以降に期間の定めのない雇用契約に転換した臨時職員等の定年は、満70歳に達した日の属する月の末日とする。

### (年次有給休暇)

- 第3条 臨時職員等には、雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務しその間の全労働日の8割以上を出勤した場合、及びその後1年ごとに区分した期間を継続勤務し全労働日の8割以上を出勤した場合、下表のとおり有給休暇を付与する。ただし、20日を超える場合においては、その超える日数については有給休暇を付与しない。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れ日から起算した継続勤務期間（単位：年月）						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月 以上
5日	217日以上	10	11	12	14	16	18	20

4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

2 当該年度の年次有給休暇で取得しなかった残日数については、翌年度に限り繰り越される。

3 第1項の出勤率の算定に当たっては、下記の期間については出勤したものとして取り扱う。

- (1) 年次有給休暇を取得した期間
- (2) 産前産後の休業期間
- (3) 育児休業及び介護休業等した期間
- (4) 業務上の負傷又は疾病により療養のために休業した期間
- (5) 母性健康管理のための休暇
- (6) 育児時間
- (7) 生理休暇
- (8) 裁判員等のための休暇

(特別休暇等)

第4条 本人の結婚、親族の死亡等による特別休暇を職員に与えることができる。ただし、賃金は無給とする。

(賃金)

第5条 臨時職員等の賃金及び各種手当は、予算の範囲内で執行しなければならない。

2 臨時職員等には、賃金のほか、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、勤勉手当、福祉職員処遇改善手当及び福祉職員ベースアップ等支援手当を支給する。

3 賃金は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給し、別表第1に定める額とする。

(勤勉手当)

第6条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する臨時職員等のうち、基準日以前6箇月以内の期間で勤務期間1ヶ月を超える者に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 基準日現在において、嘱託職員等が受けるべき賃金月額に100分の150.0を乗じて得た額に、別に定める人事評価規程の賞与評価区分の割合を乗じて得た額とする。

3 基準日現在において、臨時職員等が受けるべき賃金日額に別表第2に定める雇用期間

に应ずる割合を乗じて得た額に、別に定める人事評価規程の賞与評価区分の割合を乗じて得た額とする。

- 4 前項の雇用期間の算定については、その者が勤務しなかった日が、別表第3に定める区分に应ずる日数を超えるときは、1箇月を除算する。

#### (賃金の支給)

第7条 賃金は、月の初日から末日までの勤務日数に賃金単価を乗じた額又は月額を当月21日に支給する。

- 2 前項の支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日に、日曜日に当たるときは、その前々日に支給する。
- 3 給与は、臨時職員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

#### (時間外勤務手当等の支給)

第8条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当は、その月分を次の月の賃金支給日に支給する。

#### (勤勉手当の支給)

第9条 勤勉手当は、6月に支給するものにあつては当該月の30日に、12月に支給するものにあつては当該月の10日に支給する。

#### (休暇等の賃金)

- 第10条 年次有給休暇及び育児目的休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。
- 2 母性健康管理のための休暇、育児時間、生理休暇及び裁判員等のための休暇の期間は、無給とする。

#### (正職員の登用)

- 第11条 臨時職員等で、本人が希望する場合は正職員に転換することができる。
- 2 正職員に転換する場合は、別に定める「社会福祉法人大洲育成園正職員登用に係る要綱」に基づくものとする。

#### (表彰及び懲戒)

第12条 臨時職員等の表彰及び懲戒については、法人職員就業規則の第4章表彰その他の第21条から第23条を倣うこととする。

#### (その他)

第13条 この規則の施行に関するその他の必要事項は、施設長が定める。

附則 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規則は、平成20年5月20日から施行する。

附則 この規則は、平成21年12月17日から施行する。

附則 この規則は、平成22年1月1日より適用する。

(平成21年度給与に関する特例措置)

1. 社会福祉法人大洲育成園職員給与規則に定める「臨時特例交付金手当」を支給する。支給については、同規則に倣う。

附則 この規則は平成22年9月1日より適用する。

附則 この規則は平成23年4月1日より適用する。

附則 この規則は平成24年1月1日より適用する。

附則 この規則は平成25年4月1日より適用する。

附則 この規則は平成26年4月1日より適用する。

1. 給与表切替における給料及び各種手当における差額支給については、平成26年12月31日までに支払うこととする。

附則 この規則は平成29年4月1日より適用する。

附則 この規則は平成30年4月1日より施行する。

ただし、第10条の改正規定については、平成30年3月8日から適用する。

附則 この規則は平成30年11月15日より適用する。

附則 この規則は平成31年4月1日より適用する。

(年次有給休暇の繰り越し計算の特例)

平成31年1月から年次有給休暇を付与している臨時職員等に限り、この改正規定を適用する。

附則 この規則は令和3年1月1日より施行する。

附則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規則中第1条の規定は令和4年2月1日から適用し、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

附則 この規則は、令和4年10月20日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月20日から施行する。ただし、第1条中第15条第1項の改正規定及び同条第7項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(年次有給休暇に係る経過措置)

2 この規則の施行の日前に付与された年次有給休暇の繰り越しについては、この規則による改正前の社会福祉法人大洲育成園職員就業規則第15条の規定を適用する。

3 前項の規定により繰り越された年次有給休暇は、令和6年中に限り、使用することが

できる。

附則 この規則は、令和4年12月15日から施行する。

附則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

号給 \ 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
役職名	嘱託職員		臨時職員	パート職員
1	163,000	192,700	7,200	880
2	164,500	194,100	7,400	910
3	166,000	195,500	7,600	940
4	167,400	196,800	7,800	970
5	168,800	197,900	8,000	1,000
6	170,300	199,000	8,200	1,030
7	171,800	200,200	8,400	1,060
8	173,100	201,300	8,600	1,090
9	174,800	202,400	8,800	1,120
10	176,500	203,300	9,000	1,150
11	178,200	204,400	9,200	1,180
12	179,900	205,500	9,400	1,210
13	181,300	206,400	9,600	
14	183,000	207,400	9,800	
15	184,500	208,400	10,000	
16	185,800	209,500		
17	187,200	210,400		
18	188,500	211,300		
19	189,900	212,200		
20	191,400	212,800		

別表第2（第6条関係）

雇用期間	支給割合			
	基準日が6月1日である場合		基準日が12月1日である場合	
	夜勤有	夜勤無・パート職	夜勤有	夜勤無・パート職
6箇月以上	30日分	14日分	30日分	14日分
5箇月以上6箇月未満	19日分	10日分	19日分	10日分
4箇月以上5箇月未満	16日分	8日分	16日分	8日分
3箇月以上4箇月未満	14日分	7日分	14日分	7日分
2箇月以上3箇月未満	11日分	6日分	11日分	6日分
1箇月以上2箇月未満	5日分	—	6日分	—

別表第3（第6条関係）

雇用期間	勤務しなかった日数
6箇月以上	10日分
5箇月以上6箇月未満	8日分
4箇月以上5箇月未満	7日分
3箇月以上4箇月未満	5日分
2箇月以上3箇月未満	3日分
1箇月以上2箇月未満	2日分